

|      |        |      |
|------|--------|------|
| 令和元年 | 6月27日  | 作成   |
| 令和2年 | 1月 9日  | 一部追記 |
| 令和2年 | 6月30日  | 一部改定 |
| 令和3年 | 3月31日  | 一部改定 |
| 令和4年 | 10月 1日 | 一部改定 |
| 令和4年 | 12月27日 | 一部改定 |
| 令和6年 | 3月11日  | 一部改定 |
| 令和7年 | 1月10日  | 一部改定 |
| 令和8年 | 1月13日  | 一部改定 |

## 「長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領」に関する補足資料

長崎県土木部建築課計画指導班

1. 公告、通知書及び現場説明書（要領6 対象工事である旨等の明示）の記載は別記1の記載例を参考にする。
2. 工事打合せ簿（要領7（1）①）の記載は別記2の記載例を参考に示す。
3. 現場閉所（現場休息）状況の確認（要領2及び7（1））は、別添資料を参考に実施工程表に追加記載するなどして行う。
4. 監督職員は毎月提出される工事月報に添付される実施工程表の他、施工中の施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所（現場休息）の実施状況を確認する。（要領7（1）②）
5. 工事成績評定における評価（要領7（4））は、「<別紙>営繕工事における週休2日の評価の運用について」に従って評価を行う。

### 附則

この補足資料は、令和8年4月1日以降に起工する長崎県土木部営繕課及び関係地方機関が発注する営繕工事から適用する。

## 【公告又は通知書記載例】

### <発注者指定方式の場合>

(番号) 本工事は、発注者が受注者に対して週休 2 日に取り組む旨を指定したうえで工事を実施する週休 2 日促進工事（発注者指定方式）である。（詳細は現場説明書による。）

### <受注者希望方式の場合>

(番号) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休 2 日促進工事（受注者希望方式）である。（詳細は現場説明書による。）

## 【現場説明書記載例】

### <発注者指定方式の場合>

1. 本工事は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日促進工事（発注者指定方式）である。（月単位の週休 2 日は必須。）

2. 週休 2 日の考え方は以下のとおりである。

① 「週休 2 日」とは次の②、③又は④の状態をいう。

② 「完全週休 2 日（土日）」とは、対象期間において、全ての週で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休憩）日に指定し、2 日以上の現場閉所（現場休憩）を行ったと認められる状態をいう。

③ 「月単位の週休 2 日」とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休憩）を行ったと認められる状態をいう。

④ 「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休憩）を行ったと認められる状態をいう。

⑤ 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容（中間・期末試験〇日間、資格試験〇日間、入試及びその準備期間〇日間、卒業式及びその準備期間〇日間、入学式及びその準備期間〇日間 ※他にも工事ができないことが分かるものは記載すること。）に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

⑥ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

⑦ 「現場休憩」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。

⑧ 「完全週休 2 日（土日）」とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所（現場休憩）されている状態をいう。

なお、受注者の責によらず悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所（現場休憩）し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所（現場休憩）日を指定するものとする。

土日に代わる現場閉所（現場休息）日の指定にあたっては、「月曜日から日曜日まで」を1週間と定義し、土日に代わる現場閉所（現場休息）日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所（現場休息）日を含め1週間に2日間以上の現場閉所（現場休息）を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所（現場休息）が行われていれば、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

⑨「月単位の4週8休以上」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

また、現場閉所日（現場休息日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

⑩「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場閉所（現場休息）予定日を記載した実施工表等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。

なお、確認に際しては、週休2日の実施パターン（「完全週休2日（土日）」または「月単位の週休2日」）を明記するものとするが、「月単位の週休2日」以上の水準となる現場閉所（現場休息）日数は確保するものとする。

受注者は分離発注工事である●●工事、●●工事の受注者と協力し、工事進捗に影響が出ないよう現場休息の予定日を調整したうえで「実施工表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所（現場休息）の状況を確認するために「実施工表」等に現場閉所（現場休息）日を記載し、月1回の工事月報に添付し、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

4. 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）日が記載された実施工表等により、対象期間内の現場閉所日（現場休息）数を確認する。

5. 月単位の4週8休以上（対象期間内の全ての月ごとに現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、完全週休2日（土日）の4週8休を満たす場合は補正係数1.01により現場管理費を補正し増額変更する。月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6. 通期の週休2日促進工事（4週8休以上）以上を実施した場合は工事成績採点の検査項目の検査項目別運用表により評価を行う。（別紙）

7. 週休2日の実施の有無に関わらず、工事完成後、受注者は週休2日促進工事のアンケート調査に協力するものとする。

<受注者希望方式の場合>

1. 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。

週休2日の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合せ簿等で協議するものとする。週休2日の取組を希望しない受注者は3項、4項に規定する義務を負わない。

2. 週休2日の考え方は以下のとおりである。

①「週休2日」とは次の②、③又は④の状態をいう。

②「完全週休2日（土日）」とは、対象期間において、全ての週で原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休憩）日に指定し、2日以上の現場閉所（現場休憩）を行ったと認められる状態をいう。

③「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休憩）を行ったと認められる状態をいう。

④「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休憩）を行ったと認められる状態をいう。

⑤「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容（中間・期末試験〇日間、資格試験〇日間、入試及びその準備期間〇日間、卒業式及びその準備期間〇日間、入学式及びその準備期間〇日間※他にも工事ができないことが分かるものは記載すること。）に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

⑥「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

⑦「現場休憩」とは、分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

⑧「完全週休2日（土日）」とは、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所（現場休憩）されている状態をいう。

なお、受注者の責によらず悪天候の影響等により、やむを得ず平日に現場閉所（現場休憩）し、土日に施工しなければならない場合は、事前に発注者へ報告し、土日に代わる現場閉所（現場休憩）日を指定するものとする。

土日に代わる現場閉所（現場休憩）日の指定にあたっては、「月曜日から日曜日まで」を1週間と定義し、土日に代わる現場閉所（現場休憩）日を同一の週内で指定した上で、指定された現場閉所（現場休憩）日を含め1週間に2日間以上の現場閉所（現場休憩）を行っている場合に、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

また、夜間工事は曜日を跨ぐことから、毎週、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所（現場休憩）が行われていれば、完全週休2日（土日）を達成しているものとみなす。

⑨「月単位の週休2日」とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休憩）日数の割合（以下「現場閉所（現場休憩）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休憩）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所（現場休憩）率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休憩）日数に含めるものとする。

また、現場閉所日（現場休憩日）を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

⑩「通期の4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所（現場休憩）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、現場閉所（現場休憩）率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休憩）日数に含めるものとする。

3. 受注者は、工事着手前に、月単位の週休2日の取得計画が確認できる現場閉所（現場休憩）予定日を記載した実施工程表等を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。

なお、確認に際しては、週休2日の実施パターン（「完全週休2日（土日）」または「月単位の週休2日」）を明記するものとするが、「月単位の週休2日」以上の水準となる現場閉所（現場休憩）日数は確保するものとする。

受注者は分離発注工事である●●工事、●●工事の受注者と協力し、工事進捗に影響が出ないよう現場休憩の予定日を調整したうえで「実施工程表」等を作成する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、「実施工程表」等を提出するものとする。監督職員が現場閉所（現場休憩）の状況を確認するために「実施工程表」等に現場閉所（現場休憩）日を記載し、月1回の工事月報に添付し、監督職員に提出するものとする。また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

4. 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休憩）日が記載された実施工程表等により、対象期間内の現場閉所（現場休憩）日数を確認する。

5. 月単位の4週8休以上（対象期間内の全ての月ごとに現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）を前提に補正係数1.02により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、現場閉所（現場休憩）の達成状況を確認し、完全週休2日（土日）の4週8休を満たす場合は補正係数1.01により現場管理費を補正し増額変更する。月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6. 通期の週休2日促進工事（4週8休以上）以上を実施した場合は工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表により評価を行う。（別紙）

7. 週休2日の実施の有無に関わらず、工事完成後、受注者は週休2日促進工事のアンケート調査に協力するものとする。

## 営繕工事における週休2日工事の評価の運用について（R7.10.1以降の工事完成確認日に適用）

R7.10. 改定

## ◎対象

長崎県の営繕工事における週休2日促進工事試行要領により試行対象として発注した工事を対象とする。

## ◎工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表の取扱い

○（主任監督員）別紙一I-2① 2.施工状況 II.工程管理において、以下の項目で評価する。

| 別紙一I-2①  |          | 工事成績採点の考查項目別運用表   |  |   |   |   | (主任監督員)   |   |
|--|----------|---|--|---|---|---|---|---|
| 考査項目   | 細別       | a   | b  | c   | d   | e   |   |   |
| 2.施工状況   | II.工程管理  | <input type="checkbox"/> 工程管理が優れている<br><input type="checkbox"/> 工程管理が良好である<br><input type="checkbox"/> 工程管理が適切である   | <input type="checkbox"/> 工程管理がやや不適切である<br><input type="checkbox"/> 工程管理が不適切である |   |   |   |   |   |
| 評価対象項目とする場合は、左の□をチェックする。<br>また、その内容が実施されていれば右の□をチェックする。<br><small>(●は必須項目)</small> | 「評価対象項目」 | ① ■ □ 実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。<br>② ■ □ 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。<br>③ ■ □ 工程のフォローアップが効率的で、処理が早い。<br>④ □ 工程に関する各種契約書への対応が構造的で、処理が早い。<br>⑤ □ 工程に関する各種契約書があるにもかかわらず、工期内に施工して評価する。<br>⑥ ■ □ 計画または施工条件への対応が構造的で、処理が早い。<br>⑦ ■ □ 休日・代休の確保を行っている。<br>⑧ ■ □ 近隣住民（入居者等を含む）との調整を構造的に行い、円滑な工事進捗を行っている。<br>⑨ □ 「施工プロセス」チェックのうち、工程管理について文書通知が無い、または文書通知に対する改善が速やかに実施されている。<br>⑩ ■ □ その他 | 理由：<br><b>通期の週休2日以上を実施<br/>月単位の週休2日を達成した</b>                                   | a<br>評価対象項目<br>評価対象外の項目は左の□を空白とする。<br>① 当該「評価対象項目」のうち、「評価対象外の項目は左の□を空白とする。」<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。<br>③ 評価値（29%）=（2）評価数 / (7) 対象評価項目数 × 100 | b<br>評価対象項目<br>評価対象外の項目は左の□を空白とする。<br>① 当該「評価対象項目」のうち、「評価対象外の項目は左の□を空白とする。」<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。<br>③ 評価値（29%）=（2）評価数 / (7) 対象評価項目数 × 100 | c<br>評価対象項目<br>評価対象外の項目は左の□を空白とする。<br>① 当該「評価対象項目」のうち、「評価対象外の項目は左の□を空白とする。」<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。<br>③ 評価値（29%）=（2）評価数 / (7) 対象評価項目数 × 100 | d<br>評価対象項目<br>評価対象外の項目は左の□を空白とする。<br>① 当該「評価対象項目」のうち、「評価対象外の項目は左の□を空白とする。」<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。<br>③ 評価値（29%）=（2）評価数 / (7) 対象評価項目数 × 100 | e<br>評価対象項目<br>評価対象外の項目は左の□を空白とする。<br>① 当該「評価対象項目」のうち、「評価対象外の項目は左の□を空白とする。」<br>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。<br>③ 評価値（29%）=（2）評価数 / (7) 対象評価項目数 × 100 |

⑦ ■ ■ 休日・代休の確保を行っている。※通期の週休2日以上で評価

⑩ ■ ■ その他 理由：通期の週休2日以上を実施 ※通期の週休2日以上で評価

|                   |                   |      |  |  |
|-------------------|-------------------|------|--|--|
| 5.創意工夫<br>【軽微なもの】 | I.創意工夫<br>キーワード評価 | ●その他 | <新技術活用>※新技術に関する下記2項目での加点は最大3点とする。<br>以下の項目の評価にめぐらしくは、活用効果調査表の提出が不要な場合を除き、発注者がじ業者との協力による全ての活用効果調査表、新技術活用計画書・実施報告書等を確認した上で評価する。ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。   |  |
|                   |                   |      | <b>※創意工夫において週休2日の加点評価は行わない。</b>  |  |
|                   |                   |      | ●評<br>●評   |  |
|                   |                   |      | ○曲がりに技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(2点)<br>(該当技術数：) NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が従来技術と同程度である。(1点)<br>(該当技術数：) NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が同程度確認できた。(2点)<br>(該当技術数：) NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。(1点)<br>※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。<br>※複数の技術評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大3点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価点数とするが、この場合も最大3点の加点とする。 |  |
|                   |                   |      | <その他><br>○その他<br>理由：<br><b>月単位の週休2日を達成した</b>   |  |
|                   |                   |      | 詳細評価内容：<br><b>月単位で4週各休2日以上を達成した</b>  |  |
|                   |                   |      | 評点：O点  |  |

○（担当課長）別紙一I-3① 2.施工状況 II.工程管理において、以下の項目で評価する。

| 工事成績採点の考査項目別運用表                  |          |  |  |                                      |  | (担当課長)                               |
|----------------------------------|----------|--|--|--------------------------------------|--|--------------------------------------|
| 考査項目                             | 細別       | a  | b  | c                                    | d                                      | e                                    |
| 2. 施工状況                          | II. 工程管理 | <input type="checkbox"/> 工程管理が優れている  | <input checked="" type="checkbox"/> 工程管理が良好である             | <input type="checkbox"/> 工程管理が適切である  | <input type="checkbox"/> 工程管理がやや不適切である | <input type="checkbox"/> 工程管理が不適切である |
| ●下記の該当項目をチェックしたうえで上欄にて総合評価を行うこと。 |          |  |  |                                      |  |                                      |
| 該当する項目の□をチェックする。                 | ①        | <input type="checkbox"/> 現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。                            | <input type="checkbox"/> 自主的な工程管理がなされず、監督職員が文書注意を行った。      |                                      |  |                                      |
|                                  | ②        | <input type="checkbox"/> 障害又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。                                 | <input type="checkbox"/> 請負者の書により工期内に完成させなかった。             |                                      |  |                                      |
|                                  | ③        | <input type="checkbox"/> 近隣住民（入居官署等を含む）調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。                        | <input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。 |                                      |  |                                      |
|                                  | ④        | <input type="checkbox"/> 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。                                       | <input type="checkbox"/> 月単位で週休2日を達成した場合にも評価する。            |                                      |  |                                      |
|                                  | ⑤        | <input checked="" type="checkbox"/> その他<br>理由：<br><b>通期の週休2日以上を実施</b><br><b>月単位で週休2日を達成した。</b> | <input type="checkbox"/> 通期の週休2日を達成した場合にも評価                | <input type="checkbox"/> 上記該当があれば……d | <input type="checkbox"/> 上記該当があれば……e   |                                      |
|                                  |          | ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断してa. b. c. d. e. 評価を行う。  |  | 評価 = <b>b</b>                        |  |                                      |

④ ■ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。※通期の週休2日以上で評価

(注意)週休2日達成以外の理由で評価することは可能です。

⑤ ■ その他 理由：通期の週休2日以上を実施

※通期の週休2日以上で評価